

平成27・28年度入札参加者の追加登録を受け付け

契約課 ☎224-5632

市が発注する建設工事などの入札参加業者の追加登録を受け付けます。
建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路・河川・苑地・下水道)

「埼玉県電子入札共同システム」加入自治体による、共同受け付けを実施します。手続きの詳細は、県ホームページで確認してください。

受付期間：新規申請☎4月1日(水)～23日(木)▼業種などの追加申請☎4月1日(水)～30日(木)(消印有効)

受付方法：申請書類と添付書類を〒330-9301さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・県入札審査課に郵送

*市では受け付けしません。

市の面積が変わりました

情報統計課 ☎224-6185

国土地理院が、より精度の高い方法(電子国土基本図)で計測した結果、市の面積は下記のとおり変更となりました。



相談会場が変わります

カウンセリングルーム=男女共同参画課 ☎224-5723
特設人権相談=人権推進課 ☎224-5579

変更後の相談会場は
男女共同参画推進施設(ウエスタ川越3階)です

ウエスタ川越の開業に伴い、4月から下記の相談会場が変わります。

- カウンセリングルーム(変更前=クラッセ川越)**
女性の相談に専門カウンセラーが応じます。
日時...毎月第2・第4木曜日、午前10時～午後4時(予約制)
申し込み...女性活動支援のひろば ☎228-7724 (3月分の予約) ▶男女共同参画課 ☎224-5723 (4月分以降の予約)
- 特設人権相談(変更前=アトレ6階)**
当日直接会場にお越しください。
日時...毎月第2水曜日、午後1時～4時
*常設人権相談の会場は、これまで通りさいたま地方法務局川越支局です(平日、午前8時30分～午後5時15分)。

固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

縦覧・閲覧☎資産税課 ☎224-5642
不服審査☎市民税課 ☎224-5637

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が、自己の所有する土地・家屋の評価額が、他と比較して適正であるか確認することができます。

縦覧期間：4月1日(水)～6月1日(月)
対象：納税者▼同居の親族▼納税管理

人▼相続人代表者▼納税者の委任状(法人所有の場合は代表者印のあるもの)を持つ方

固定資産課税台帳の閲覧

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容が確認できます。前記縦覧期間内は「名寄帳兼課税台帳の写し」を無料交付(1回のみ)します。なお、閲覧は、縦覧期間以降もできます。

対象：固定資産の所有者▼同居の親族▼納税管理人▼相続人代表者▼所有者の委任状(法人所有の場合)

は代表者印のあるもの)を持つ方
縦覧・閲覧の会場・持ち物

会場：資産税課(本庁舎2階)
持ち物：本人確認できる物(運転免許証、健康保険証、パスポート、前年度納税通知書のいずれか)

不服審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、「川越市固定資産評価審査委員会」へ審査を申し出ることができます。

申し出先：市民税課(本庁舎2階)
申し出期間：4月1日(水)から納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内

年金からの差し引きによる仮徴収

国民健康保険税☎国民健康保険課 ☎224-5833
介護保険料☎介護保険課 ☎224-5817

後期高齢者医療保険料☎医療助成課 ☎224-5842
市・県民税(個人住民税)☎市民税課 ☎224-5640

平成26年度に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・市・県民税が年金から差し引かれていた方は、平成27年4月から仮徴収(年金からの差し引き)を行います。

差し引かれる額は平成27年2月と同額です。各税(料)金は、昨年中の収入状況を基に6月～7月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、10月(介護保険料は8月)以降分で調整します。

ひとり親の方の就業支援

こども安全課 224-5821

事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

高等職業訓練促進給付金

経済的に自立困難なひとり親家庭の父母が看護師(准看護師を除く)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得しようとしている場合に支給します。今後該当が見込まれる方は、ご相談ください。
対象：次の全てに該当する方①市内

在任のひとり親家庭の父母、②現在修業と就労または子育ての両立が困難、③児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にある、④課程が2年以上の前記の資格取得養成機関に入り、対象資格の取得が見込まれる、⑤過去に同給付金(旧高等技能訓練促進費)を受給したことがない

支給額：市民税非課税世帯 月額10万円 ▼ 同課税世帯 月額7万5000円

支給期間：上限2年間(24か月)

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が経済的自立を目指すための教育訓練給付の対象講座を受講した場合、支払った受講料の一部を支給します。

対象：次の全てに該当する方①市内

在任のひとり親家庭の父母、②児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にある、③雇用保険法上の教育訓練給付金の受給資格がない

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

支給額：受講料の2割(上限10万円、40000円以下は支給なし)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

こども政策課 224-6278

児童扶養手当は、父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に重度の障害のある子どもを育てている方に支給します。特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害のある子を育てている方に支給します。物価の変動に応じて、4月から次のとおり変更になります。

●児童扶養手当

子の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	42,000円	9,910円~41,990円
2人	47,000円	子1人の支給額+5,000円
3人以上	1人につき、子2人の支給額に3,000円加算	

●特別児童扶養手当(月額)

1級(重度)	51,100円
2級(中度)	34,030円

ご存知ですか？ 認知症サポーター

高齢者いきがい課 224-5809

認知症サポーターとは？

何か特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。平成26年12月現在で、サポーターは全国に580万人以上います。

認知症サポーターになるには？

認知症の方との接し方や心構えなど、認知症を正しく理解するための「認知症サポーター養成講座」を受講します。講座の時間は約90分です。

受講後は？

あなたは、認知症サポーターです。認知症の方と家族を応援する「目印」として、オレンジリング(ブレスレット)をお渡しします。

講座に関する問い合わせは？

市内9か所の地域包括支援センターが中心となり、講座を開催しています。日程など詳しくは、高齢者いきがい課にお尋ねください。



1月30日にやまぶき会館で行われた講座には、176人が参加。認知症の方への接し方について分かりやすく説明するため、ボランティアグループによる劇が取り入れられ、参加者は熱心に見入っていました。

健康保険は 正しく使いましょう

国民健康保険課 224-5836

医療機関を受診する際は正しい健康保険証を提示してください。健康保険の切り替えの際などに旧保険証を使用すると、その保険者(国民健康保険や社会保険など)から医療費の返還を求められることがあります。

返還した金額は、新しい健康保険の保険者に請求することができますが、請求する権利には時効が定められています。

川越市国民健康保険に対して請求できる期間については、次のとおり変更となりますので、ご注意ください。

平成27年3月までの医療機関受診分

請求可能期間…返還金を支払った日の翌日から起算して2年間

平成27年4月からの医療機関受診分

請求可能期間…医療機関に一部負担金を支払った日の翌日から起算して2年間

資源循環推進課からのお知らせ

☎239-6267
路上喫煙の防止について

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内全域(道路や公園など屋外の公共の用に供されている場所)では、路上喫煙をしないように努めなければなりません。

「路上喫煙禁止地区」内で路上喫煙をした場合は、過料2000円の罰則が適用されます。

歩きながらの喫煙は、やけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。特に子どもや車いすを使用する人にとって、たばこを持つ手は顔と同じ高さになるため、重大



な事故につながりかねません。また、吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を損ねるだけではなく、火災の危険もあります。さらに、副流煙は周囲の人たちの健康に影響を与えます。

市では、「路上喫煙禁止地区」内のパトロールやポスター、チラシなどによる指導・啓発を行っています。路上喫煙はやめましょう。

紙類布類収集のモデル事業の継続について

昨年10月から名細地域で実施している同モデル事業を引き続き実施します(来年3月まで)。

対象地域の方には、この広報と同時期に「紙類・布類収集拡充モデル事業のパンフレット」を配布しています。

産業振興課のお知らせ

☎224-5934

申し込みは、産業振興課(本庁舎5階)で配布する申請書類に必要事項を記入し同課。申請書類は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

いずれも4月1日(水)から受け付けを開始し、補助金額が予算枠を超えた時点で締め切ります。

空き店舗を活用して行う事業に対して補助金を交付します

市内の空き店舗の活用を促進し、商店街の振興および活性化を図るため、「川越市商店街等空き店舗情報登録制度」に登録されている空き店舗を活用して行う事業に対し、補助金を交付します。

対象(次のいずれか)

- ① 商店街(商店街振興組合、事業協同組合、任意団体)
- ② 新規出店者(個人または法人)で出店区域の商店街の推薦を受けている

対象事業：①商店街が実施する共同事業、②新規出店者が行う小売業、飲食業またはサービス業、③そのほか商店街または新規出店者が行う事業で、商店街の振興および地域の活性化に寄与すると市長が認

める事業

補助額：限度額1件100万円。改修等は、補助率3分の1以内、40万円まで。賃借料(敷金・礼金を除く)は、補助率2分の1以内、月額5万円まで

住宅改修資金の一部を補助します

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。工事着工の2週間前までに申請してください。

*補助金交付決定前に着工した場合、補助は受けられません。必ず着工前に申請してください。

対象工事：市内施工業者が行う、20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事(ただし他の補助対象工事でないこと)

対象(次のすべてに該当する方)

- ① 川越市に住民登録がある
- ② 個人住宅の所有者で、補助対象の住宅に居住している
- ③ 市税(市・県民税、国民健康保険税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等)に滞納がない
- ④ 工事が来年2月29日(月)までに完了
- ⑤ 過去に同制度を利用していない

補助額：改修工事に要した費用のうち100分の5に相当する額で、8万円を限度(1000円未満切り捨て)

国民年金の届け出や納付は忘れずに

市民課 ☎224-5764

国民年金は20歳から60歳までの方が加入する公的年金制度です。加入する年金の種類は、第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。

退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

こんな時	手続き	届け出先	手続きに必要な物
20歳になった	加入	市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所、第3号被保険者は配偶者の勤務先	印鑑
会社などを退職した	加入	市民課・市民センター・南連絡所	年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・印鑑
配偶者の扶養から外れた	種別変更	市民課・市民センター・南連絡所	年金手帳・扶養喪失証明書など・印鑑
口座振替にしたい	納付方法の変更	銀行・郵便局などの金融機関または年金事務所	口座振替納付申出書、預(貯)金通帳・届け出印・年金手帳など
納付書を紛失した	再発行	年金事務所	印鑑・年金手帳など

*会社に就職したり、配偶者の扶養になった場合は、勤務先での手続きとなります。

■平成27年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額15,590円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。届かない場合は、埼玉国民年金電話相談センター ☎248-1165にお尋ねください。

*国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割り引きされる制度があります。現金での納付以外に口座振替・クレジットカード・インターネットによる納付も可能です。詳しくは、川越年金事務所 ☎242-2657にお尋ねください。

■学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、保険料を後払いにすることができます。前年度に特例が承認されて、今年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される申請書(はがき形式)に必要事項を記入して埼玉事務センターに郵送してください。ただし、在学する学校等が変わった方、申請書が届かなかった方は、窓口での申請が必要になります。



申請書が届かなかった方は、窓口での申請が必要になります。

対象…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

用意する物…学生証(新学年の物)または在学証明書・年金手帳・印鑑
*2年1か月前までさかのぼって申請する場合は、在学期間を証明する書類が必要です。

受付窓口…市民課・市民センター・南連絡所

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●平成26年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132

テーマは「こども未来部の事業の管理及び財務事務の執行について」。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで確認できます。

●平成27年度 家庭ごみの分け方・出し方を配布 資源循環推進課 ☎239-6267

同冊子を3月10日発行の広報川越と同時期に配布しました。お手元に届いていない場合は同課へお問い合わせください。

●平成27年度スポーツ安全保険の加入を受け付け スポーツ振興課 ☎224-6094

(公財)スポーツ安全協会では、スポーツ、文化、ボランティア活動等が対象となるスポーツ安全保険の加入を受け付けています。加入依頼書およびしおりは、各公民館・総合運動公園で配布しています。詳しくは同課までお尋ねください。

●外出の際は公共交通機関をご利用ください 交通政策課 ☎224-5519

西武バスでは、新たな通勤定期券(金額式IC定期券)の販売を行います。定期券の金額設定額内であれば西武バス路線が乗り放題(乗り越しは差額精算可)など便利な定期券です。詳しくは、西武バス(株) ☎04-2926-3530にお尋ねください。

●本庁舎耐震改修工事を実施中 管財課 ☎224-5633

エレベーター前の階段の使用を一部制限しています。3階から7階=3月30日(月)から使用再開▶地下1階から3階=4月6日(月)から閉鎖。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

組織改正に関するお知らせ

行政改革推進課 0224-5505

市は、社会環境の変化や高度化、多様化する行政需要に的確に対応するため組織の点検、見直しを図っています。平成27年度の組織改正の概要をお知らせします。

課などの見直し

●技術管理課の新設(総務部)

工事に関する技術指導、管理および検査体制を強化し、各種工事の妥当性、経済性、安全性を考慮した適正な執行を図るため、技術管理課を新設(工事検査課統合)します。

●総務課法務室の新設(総務部)

法務業務体制の強化・充実を図るとともに、職員の法務力の向上等を目指すため、法規担当を廃止して、法務室を新設します。

●広聴課消費生活担当の新設(市民部)

消費者相談の充実を図り、消費者対策を推進するため、アトレビルの6階にある生活情報センターの機能を本庁舎に移転し、消費生活担当とします。

執務場所は、本庁舎3階になります。

●健康づくり支援課の再編(保健医療部)

地域の特性を生かした保健活動の充実を図るため、母子保健担当と成人保健担当を地域保健第一担当、地域保健第二担当、地域保健第三担当、管理給付担当に再編します。

●農政課の再編(産業観光部)

効率的な農業振興事業を実施し、基盤となる農地の保全および農業経営の支援体制を強化するため、農地保全担当、経営支援担当、農業集落排水担当に再編します。

●観光課観光施設担当の新設(産業観光部)

観光施設の有効的な活用策を検討するとともに、計画的な整備および維持管理を推進するため、観光施設担当を新設します。

●都市景観課歴史都市整備担当の新設(都市計画部)

歴史的建造物を生かしたまちづくりの推進および環境整備の充実を図るため、伝建地区担当と歴史的建造物整備推進担当を統合して、歴史都市整備担当を新設します。

●新河岸駅周辺地区整備事務所に担当を新設(都市計画部)

新河岸駅を中心とした都市基盤整備を推進するとともに、周辺地区のまちづくり計画を推進するため、整備推進担当とまちづくり推進担当を新設します。

名称の変更(4月1日から)

今までの名称	新しい名称
生活福祉課(就労支援担当)	生活福祉課(自立相談支援担当)



ウエスタ川越内に開設する市の施設

男女共同参画推進施設 ▶ 市民相談室 ▶ 文化芸術振興施設(大ホール等) ▶ 市民活動・生涯学習施設
▶ 子育て支援センター ▶ 南公民館 ▶ ウエスタ川越証明センター

*「女性会館」、「女性活動支援のひろば」は、男女共同参画推進施設の開設に伴い廃止します。

*ウエスタ川越について詳しくは、3月10日発行の広報川越 No.1338・3~5ページをご確認ください。

4月から生活困窮者への支援制度が始まります

生活福祉課 ☎224-5784

働きたくても働けない等、経済的な悩みについて下記の相談窓口にご相談ください。支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。予約は不要です。

相談窓口… (仮称)川越市自立相談支援センター (大手町7-8)

相談開始日…4月1日(水)

受付時間…平日、午前8時30分～午後5時15分
問い合わせ…☎227-9283(4月1日(水)以降)

4月から保育料算定方法等が変わります

保育課 ☎224-5827

子ども・子育て支援新制度に対応するための変更点についてお知らせします。詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。

保育料算定方法の変更

これまで所得税額を基礎としていた保育料の算定方法を、市民税所得割額を基礎とするものに変更します。

また、保育料の切り替え時期が9月となります(4月～8月＝前年度課税分、9月～翌年3月＝当該年度課税分により決定)。

*原則として保育料の水準は、変わりません。

保育短時間認定の保育料の設定

保護者の就労時間等により、保育短時間認定を受けた場合は、通常よりも減額した保育料となります。

3月27日(金)から公共施設予約システム利用時間を延長します

情報統計課 ☎224-5561

自宅のパソコンなどから、公民館等の施設予約ができる「公共施設予約システム」の利用可能時間を、3月27日(金)から下記のとおり延長します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

*改修作業のため26日(木)、午後9時～翌午前4時は、システムを停止します。

利用可能時間…午前4時～翌午前2時
*空き予約の受け付け開始初日については、これまで通り午前9時からです。



小江戸いんぷお

催し

埼玉県労働セミナー

雇用支援課 ☎227-5776

労働法の基礎、労働トラブルなどについて学ぶ。

日時…5月20日～29日、水曜日

ほか(全4回)、午後6時30分～

8時ほか 会場…ウエスタ川越

定員…先着50人 申し込み…4

月1日(水)、午前9時から県勤労

者福祉課 ☎048-830-

4518

小江戸川越講座

小江戸川越検定委員会

☎229-1820

女子栄養大学短期大学部教

授・松尾鉄城さんと柳沢吉保に

縁の深い三富地域をバスで巡

る。昼食付き。

日時…4月22日(水)、午前9時～

午後4時 定員…35人(抽選)

経費…2000円 申し込み

…往復ハガキ(1枚で3人まで

可)に催し名・住所・氏名・ふ

りがな・電話番号を明記し、4

*会場Ⅱ問い合わせと同じ・対象Ⅱどなたでも・定員Ⅱなし・経費Ⅱ無料の場合は記載を省略しています。

月7日(火)(必着)までに〒350-8510 仲町1-12・川越商工会議所「小江戸川越検定委員会」係

緑のカーテン講座

環境政策課 ☎224-5866

見て美し

く、食べてお

いしい緑のカ

ーテンに挑戦

しませんか。

受講者にはパッションフルーツの苗などをプレゼント。



石彫体験実習教室

文化芸術振興課

☎224-6157

安山岩や大理石の原石を使い

仕上がりまで指導。完成後10日

間は伊佐沼工房ギャラリーなどに展示。展示後は作品の持ち帰

日時…5月1日(金)、①午前10時～②午後3時 会場…①名細市民センター、②東部地域ふれあいセンター 定員…各先着30人 申し込み…4月2日(木)、午前9時から電話で同課

り可。講師は彫刻家・岩間弘さんほか。

日時…5月13日～22日、水曜日ほか(全6回)、午前10時～午後3時 会場…伊佐沼工房(伊沼公園内) 対象…18歳以上 定員…先着20人 経費…1万円(安山岩、2万円(大理石) 持ち物…ハンマー(7009以上)・防じんメガネ・昼食など 申し込み…4月6日(月)、午前10時から経費を添えて同課 問い合わせ…伊佐沼工房事務局 ☎224-5101